

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>基本的には、全ての事業所の情報を開示すべきである。</p>	<p>温室効果ガス算定排出量の情報を公にすることの利益と公にしないことの利益とを適切に比較衡量することが重要であると考えます。</p>
<p>「公にされることにより、権利利益が害されるおそれ」について、可能性・蓋然性を問わず保護の対象とすべきである。</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に規定する開示請求においても、法人等に関する情報について、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとされており、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第21条の3の規定による権利利益の保護に係る請求について取扱いを異にする理由はないと考えます。</p>
<p>「権利、競争上の地位その他正当な利益」は「法的保護に値する」ものでなければならず、事業者の請求理由や事業所管大臣が請求を認容する理由には、それらを具体的に記載する必要がある。</p>	<p>情報公開法に規定する開示請求においても、法人等に関する情報について、「権利、競争上の地位その他正当な利益」のうち権利のみ法的保護に値するものとされており、温対法第21条の3の規定による権利利益保護に係る請求について取扱いを異にする理由はないと考えます。なお、請求排出者の権利利益保護に係る請求の方法や事業所管大臣の認容決定の通知については、それぞれ、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第6条第1項各号及び第15条第1項各号、温対法第21条の3第3項に規定されております。</p>
<p>審査基準は、事業者の申出によって、開示・非開示の判断及び非開示部分を特定されるべきではなく、事業所管大臣において運用されるべきものである。また、「権利利益が害されるおそれがないものと判断される」場合として例示するものは、主観的な基準に過ぎず、判断基準というに値しない。さらに、「権利利益が害されるおそれがある」場合として例示するものは、「害されるおそれ」が「秘匿すべき情報」のみを修飾することとなり、事実上、「害されるおそれ」の要件を形骸化することになるのではないか。</p>	<p>温対法第21条の3第3項の規定の濫用がないよう、請求排出者の権利利益の保護に係る請求を基に、その当否について事業所管大臣が厳正かつ公平な判断を行うものです。また、権利利益が害されるおそれ有無の例示は、一般的な例を想定したものに過ぎず、権利利益の侵害の具体的な事情、競争事情等を十分に考慮して、画一的、一律にならないよう留意し、慎重に判断する必要があると考えます。</p>
<p>「秘匿すべき情報」の例示のうち、とりわけ、「原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの」を上げているのは不当である。すなわち、「原燃料」との記載が原料及び燃料の趣旨であり、製鉄業などにおいて省エネ法の定期報告情報の非開示取扱いを続けていることを念頭に置いたものであれば、CO2に換算される原燃料構成が情報公開対象であるとする名古屋地裁及び大阪地裁判決を無視したものである。</p>	<p>「秘匿すべき情報」の例示は、一般的な例を想定したものに過ぎず、個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律にならないよう留意し、慎重に判断する必要があると考えます。</p>